

## 資料 2

建築・都市整備・道路委員会 令和 3 年 6 月 3 日 道 路 局
--

### 市第 17 号議案

「首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意」について

#### 1 議案の趣旨 (議案書 137 ページ)

首都高速道路株式会社が行う高速道路事業について道路整備特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するため国土交通大臣に許可申請するのに際し、同条第 7 項において準用する同条第 3 項の規定により、首都高速道路株式会社から本市の同意を求められたので、これに同意する。

#### 2 提案理由 (議案書 148 ページ)

道路整備特別措置法第 3 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定により、本市が同意をしようとするときは、議会の議決を経なければならないため、提案する。

※根拠法令の条文は議案書 149 ページに記載

#### 3 議案の概要

##### 第 1 対象路線 (議案書 137 ページ)

- (1) 神奈川県道高速横浜羽田空港 (中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで)
- (2) 神奈川県道高速湾岸 (金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで)
- (3) 横浜市道高速 1 号線 [三ツ沢線]
- (4) 横浜市道高速 2 号線 [狩場線]
- (5) 横浜市道高速湾岸線 [大黒線]
- (6) 横浜市道高速横浜環状北線
- (7) 横浜市道高速横浜環状北西線

##### 第 2 変更内容 (議案書 137～148 ページ)

○次の事項を規定 (別添：3 月 12 日 建築・都市整備・道路委員会 資料)

- (1) 上限料金の見直し
- (2) 大口・多頻度割引の拡充
- (3) 深夜割引の導入
- (4) 料金所の E T C 専用化

○実施期日

首都高速道路株式会社が別に定める日から

裏面あり
------

《参考》これまでの経緯と今後の予定

令和2年 12月17日	・「料金所のE T C専用化」の公表（国土交通省及び首都高速道路（株））
令和3年 3月12日	・「高速料金の具体方針（案）」の公表（国土交通省） ・「料金（案）」の公表～意見募集（首都高速道路（株））
3月12日	・建築・都市整備・道路委員会において、上記料金（案）の報告
3月31日	・首都高速道路（株）から、横浜市に対して、「高速道路事業許可を変更することについて」の同意申請の提出
令和4年 4月1日～	・新たな料金の適用開始予定

# 首都高速道路の料金（案）について

建築・都市整備・道路委員会  
令和3年3月12日  
道路局

## 1 趣旨

国土交通省（以下、「国」という。）は、平成28年4月に、首都圏の高速道路の料金体系について、対距離制を基本とする料金水準や、会社間で異なる車種区分の整理・統一を行いました。この際、首都高では、一部（上限料金や車種間比率）で、激変緩和措置が講じられていました。

このたび、5年が経過したことから、料金体系の整理・統一をさらに進めていくため、令和4年4月からの導入を目指した新たな料金（案）が国から示されました。以下にその概要を報告します。

本市としては、本日の委員会や関係団体のご意見を参考に、市としての意見をまとめ、要望や意見を述べていく予定です。

## 2 新たな料金（案）等

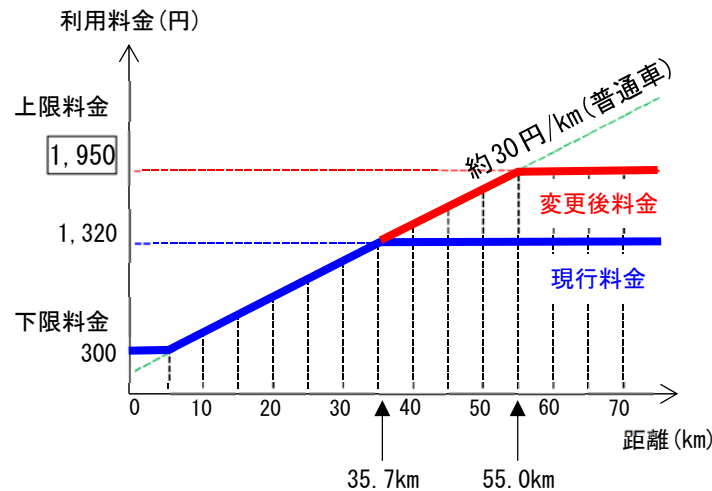
### (1) 上限料金の見直し

- 短距離利用者と長距離利用者の負担の公平性を確保するため、首都高の上限料金を見直します。
- これにより、圏央道などの環状道路よりも割安な首都高の長距離利用交通を、環状道路に誘導し、首都圏の道路ネットワーク利用の適正化を図ります。
- また、現金車の料金收受コストを、利用料金に適切に反映し、ETC専用化に向けた取組を加速します。

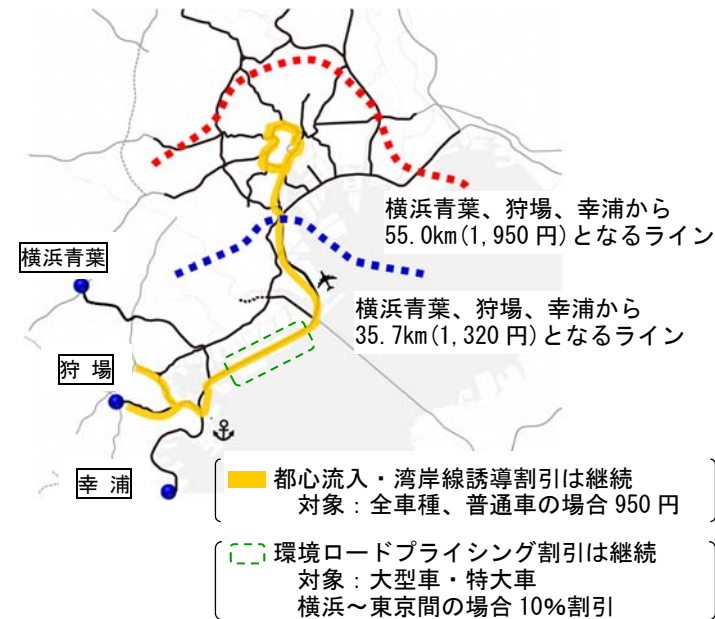
### 上限料金見直しの概要（参考1参照）

- 【料金水準】 現行の1kmあたり約30円（普通車）の料金水準は変更ありません。
- 【上限料金】 普通車「35.7km以上1,320円」を「55.0km以上1,950円」とします。
- 【適用期間】 令和4年度～47年度

### 【参考1】 距離別の利用料金

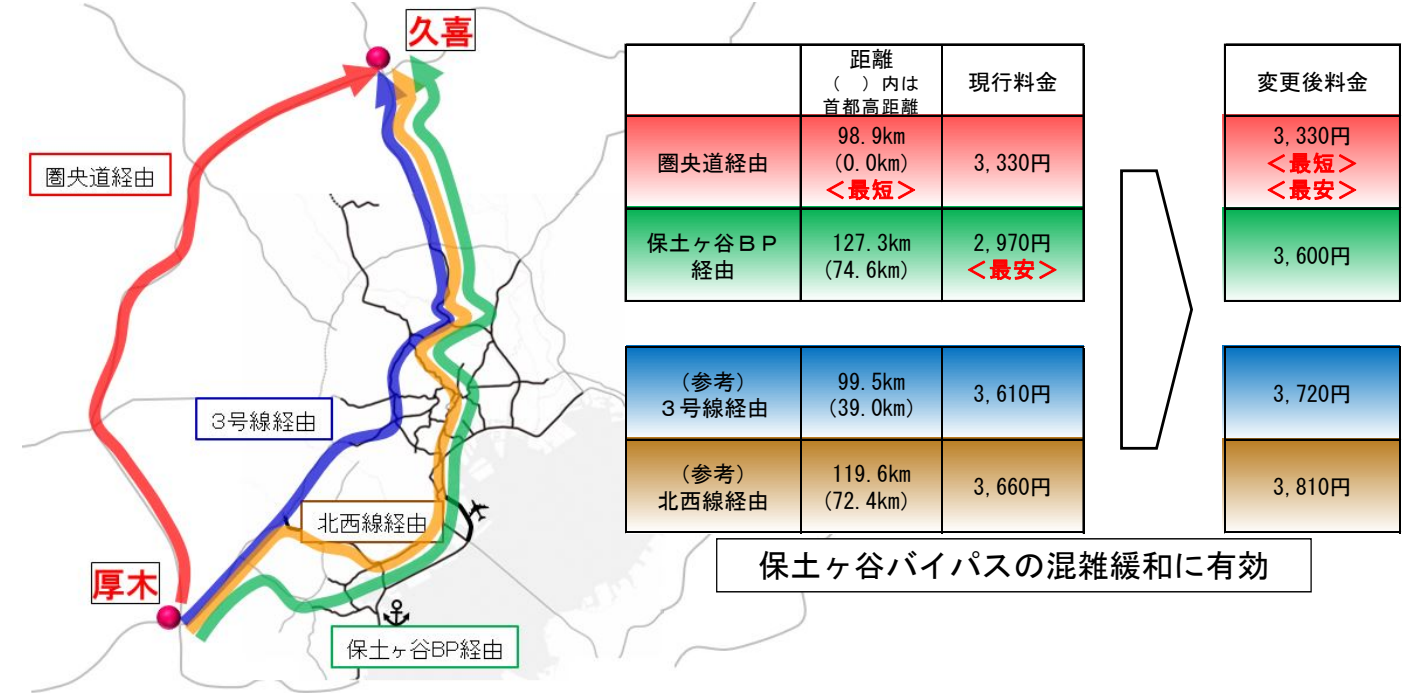


### 【参考2】 横浜青葉・狩場・幸浦からの上限料金の範囲



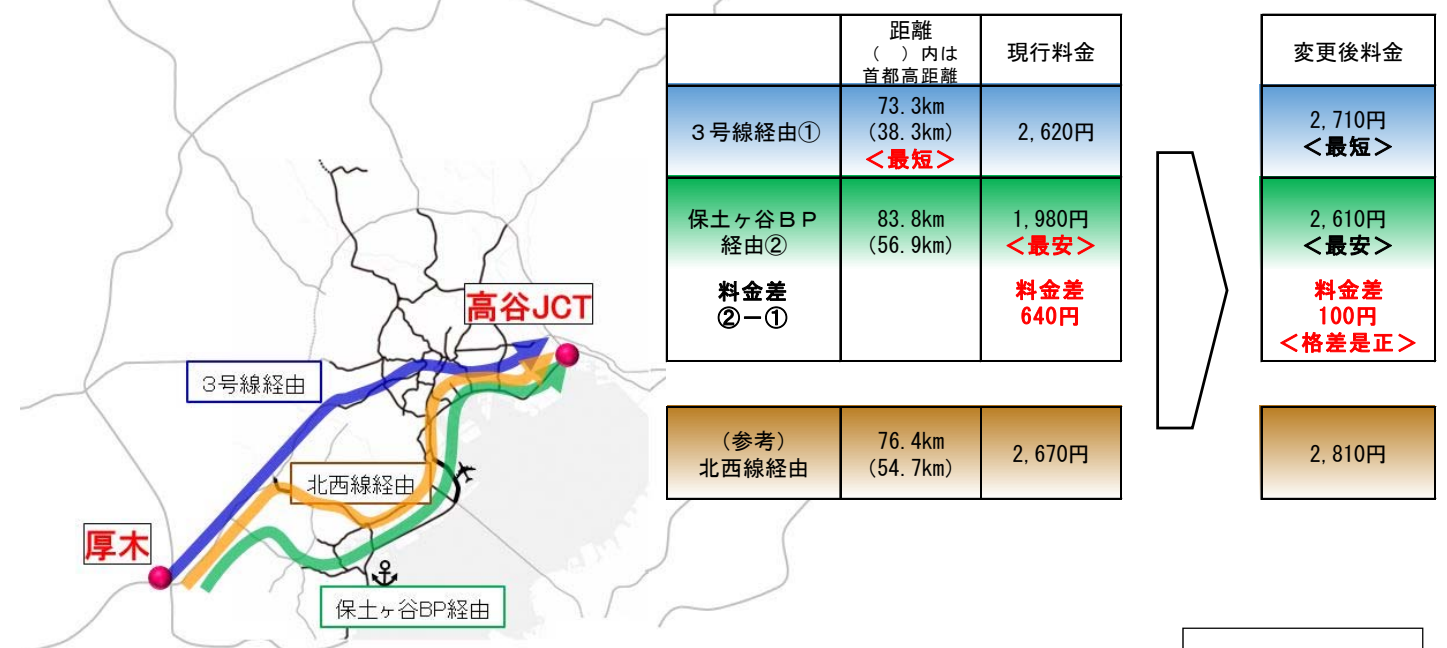
### 【参考3】 厚木IC～久喜IC（東北道）の場合

- ・現行では、圏央道を経由する最短経路よりも、距離の長い保土ヶ谷バイパスを経由し、東京都心を通る経路の方が、料金が最安です。
- ・上限料金の見直しにより、圏央道経路が最短・最安となり、保土ヶ谷バイパスの混雑緩和に有効となります。



### 【参考4】 厚木IC～高谷JCT（東関東自動車道）の場合

- ・現行では、3号線を経由する最短経路よりも、距離の長い保土ヶ谷バイパスを経由する経路の方が、料金が最安です。
- ・上限料金の見直しにより、3号線経由と保土ヶ谷バイパス経由の料金差が、640円から100円となり、料金格差が是正され、距離や混雑状況に応じて適切な経路選択が可能になります。



裏面あり

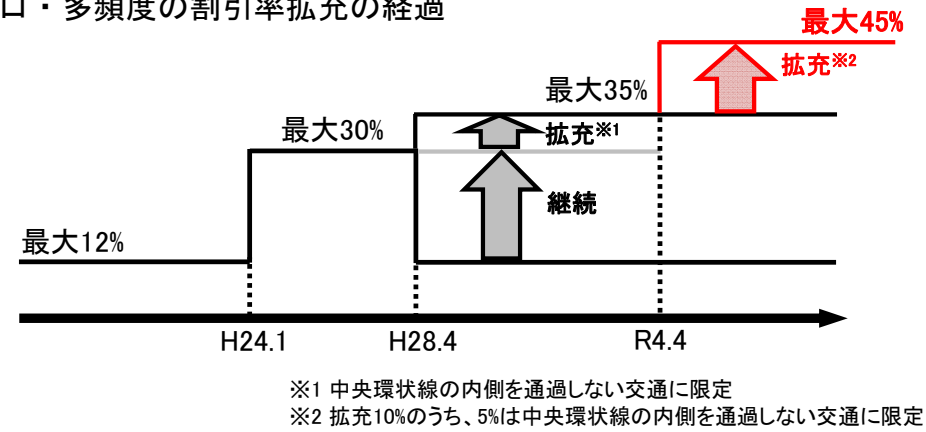
(2) 大口・多頻度割引の拡充

○上限料金の見直しにより、物流に影響が生じないよう、大口・多頻度割引をさらに拡充します。

大口・多頻度割引の概要

- 【最大割引率】 最大 35% → **45%へ拡充**
- 【適用対象】 ETC利用者（全車種）
- 【適用期間】 令和4年度～7年度

【参考5】大口・多頻度の割引率拡充の経過



【参考6】大口・多頻度割引の現状と拡充案

多頻度割引(車両単位割引)		大口割引(契約者単位割引)	
月間利用額(車両単位)	割引率	月間利用額(契約者単位)	割引率
5,000円以下の部分	0%(変更なし)	100万円を超え、かつ自動車1台あたり平均利用額が5千円を超える場合	10%(変更なし)
5,000円超～10,000円以下の部分	10%(変更なし)		
10,000円超～30,000円以下の部分	20%【+5%】→ <b>30%【+10%】</b>		
30,000円を超える部分	25%【+5%】→ <b>35%【+10%】</b>		

最大割引率 35% → **45%**

【】内は中央環状線の内側を通過しないETC車の拡充分で内数

【参考7】中型車と特大車の車種間比率の激変緩和措置

平成28年に統一した車種区分・比率	車種区分	車種間比率及び現行の激変緩和措置
	軽自動車等	0.8
	普通車	1.0
	中型車	1.2 → 令和2年度末まで 1.07に激変緩和措置
	大型車	1.65
	特大車	2.75 → 令和2年度末まで 2.14に激変緩和措置

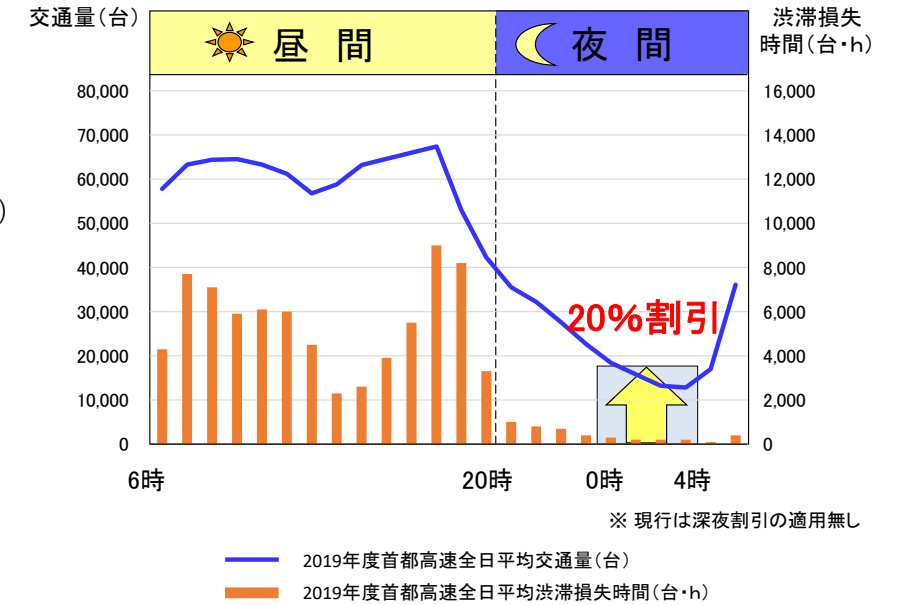
新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、**令和3年度末まで延長**

(3) 深夜割引の導入

○時間帯による交通量や渋滞状況に偏りがあるため、交通量が少ない夜間利用を促進するよう、深夜割引を導入します。

深夜割引の概要

- 【割引率】 20%
- 【割引時間】 0時～4時
- 【適用対象】 ETC利用者（全車種）
- 【適用期間】 令和4年度～47年度

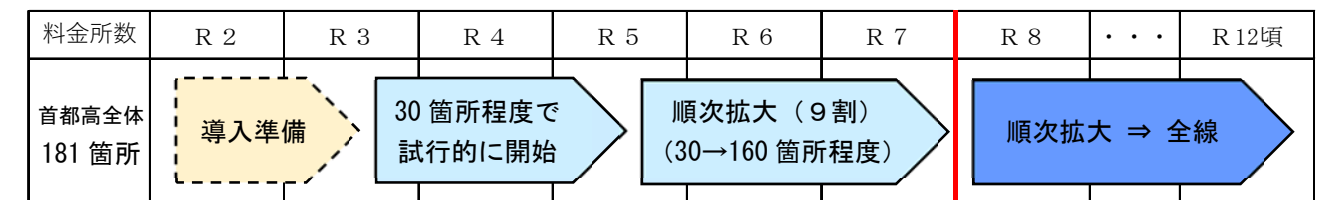


(4) 料金所のETC専用化

○混雑の緩和や将来的な管理コストの削減、料金所収受員や利用者に対する感染症リスク軽減、混雑状況に応じて変動する機動的な料金の導入などを目的として、料金所のETC専用化を進めていきます。

今後の進め方

- ・首都高では、令和3年度から30箇所程度で試行的に開始し、令和7年度までに9割（160箇所程度）の導入を目指します。



3 スケジュール(予定)

令和2年 12月 17日	料金所のETC専用化 公表〔国、首都高〕
令和3年 2月 5日	高速料金の方針 骨子(案) 公表〔国〕
3月 12日	高速料金の方針(案) 公表〔国〕、 料金案 公表・意見募集(～2週間)〔首都高〕
4月	首都高から本市に対し、同意申請
5月	同意議案を第2回定例会に提出し、審議